

令和7年9月24日付け 公告の内容

沖縄県宮古郡多良間村の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする多良間土地改良事業（農業用排水）を国営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

当該計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

国営多良間土地改良事業計画概要書（農業用排水）

2 縦覧の期間

令和7年9月24日から令和7年10月15日まで

3 縦覧の場所

沖縄県宮古郡多良間村のウェブサイト

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

①郵便

〒906-0692

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99番地の2 多良間村役場土木建設課

多良間村国営土地改良事業推進協議会事務局

国営多良間土地改良事業 申請人代表宛

②電子メール

doboku@vill.tarama.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和7年10月15日

（3）意見書の提出上の注意

① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

② 意見書には、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせする場合があるため、お尋ねするものです。

- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

国営多良間土地改良事業

一定地域調書

市町村名	字名	小字名	地域及び 現況地目	備考
多良間村	塩川	土保利	一円の畑	
		種子川	一部の畑	
		高穴－ 1	一円の畑	
		高穴－ 2	一部の畑	
		高穴－ 3	一部の畑	
		神名真	一円の畑	
		大浦ス－ 1	一円の畑	
		大浦ス－ 2	一円の畑	
		バサ小浜原	一部の畑	
		真津阿	一部の畑	
		中原	一円の畑	
		福喜出	一円の畑	
		迎原	一部の畑	
		口原－ 4	一円の畑	
		口原－ 5	一部の畑	
		筋阿真	一円の畑	
		阿波利真原	一部の畑	
		赤字手	一円の畑	
		新池原	一円の畑	
		安嘉応原	一部の畑	
		喜武戸	一円の畑	
		水浜	一円の畑	
		大神	一部の畑	
		川原	一部の畑	
		波栄真	一部の畑	
		大仕出	一円の畑	
		大仕出－ 3	一円の畑	
		長底	一円の畑	
		福名護	一円の畑	
		嘉服	一部の畑	
		阿嘉利原	一部の畑	

市町村名	字名	小字名	地域及び 現況地目	備考
多良間村	仲筋	長嶺	一円の畑	
		仲南原	一円の畑	
		東赤地	一円の畑	
		大石原	一円の畑	
		長瀬原	一円の畑	
		新里原	一円の畑	
		長マシ	一部の畑	
		赤ダン	一円の畑	
		上仲皿	一円の畑	
		亀出	一円の畑	
		大田ベ	一部の畑	
		カツロウ	一円の畑	
		マガリ原	一円の畑	
		下南原	一円の畑	
		西南原	一円の畑	
		嶺原	一円の畑	
		赤地	一円の畑	
		ミノシ原	一部の畑	
		下仲皿	一部の畑	
		高穴	一円の畑	
		トカハナ	一円の畑	
		東南原	一円の畑	
		バサ地原	一円の畑	
		キイ地原	一円の畑	
		西赤地	一円の畑	
		上高瀬	一円の畑	
		下高瀬	一円の畑	